

平成 30 年度

第 7 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 10 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市役所第 1 委員会室

議案 1 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案 2 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 3 農用地利用集積計画（平成 30 年 1 1 月 1 日公告）の決定について
及び農用地利用配分原案の承認について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸		○
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人		○
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後 1 時 30 分)

事務局長：ただ今より、平成 30 年度第 7 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 8 番増谷委員、22 番青才委員、24 番名越委員から欠席の届出がでております。13 番明賀委員は遅参されています。それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 20 名 です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。16 番高坂委員、17 番金本委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：(議案説明資料にて説明する 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。「農地利用最適化推進委員の委嘱について」提案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号25から35について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明

※ 当日1ページ修正のため差し替え資料配布 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号25から35について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号19から24を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました。

議 長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成30年8月期の申出分については、別紙「平成30年11月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求

められていますので、これを上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長 : つづきまして議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 19 から 21 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 19

位 置 等 : 説明資料の 4 ページ、5 ページに記載

転用事由 : 住宅

資金計画 : 自己資金及び借入資金

他 法 令 : 特になし

周辺影響 : 影響ないと確認

除外手続 : 除外不要

受付番号 20

位 置 等 : 説明資料の 4 ページ、6 ページに記載

転用事由 : 太陽光発電設備

資金計画 : 全額借入れ資金

他 法 令 : 設備認定済

周辺影響 : 影響ないと確認

除外手続 : 除外済

受付番号 21

位 置 等 : 説明資料の 7 ページ、8 ページに記載

転用事由 : 資材置き場

資金計画 : 全額自己資金

他 法 令 : 特になし

周辺影響 : 影響ないと確認

除外手続 : 除外済

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号 19 から 21 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 5 条の規定による許可について」

受付番号 19 から 21 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 5 号「非農地証明について」を上程します。

受付番号 23 から 25 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 23

位置等：説明資料の 4 ページと 9 ページに記載

潰廃事由：平成元年頃に都市計画道ができ残地となり隣接する宅地の一部として利用していた。

現地確認：現地は駐車場となっており農地として復旧することが困難

受付番号 24

位置等：説明資料の 10 ページと 11 ページに記載

潰廃事由：平成 10 年頃に耕作をやめ原野となってしまった。

現地確認：現地は、原野となっており農地として復旧することが困難

受付番号 25

位置等：説明資料の 12 ページと 13 ページに記載

潰廃事由：昭和 51 年頃、木材加工所してしまい雑種地とした。

現地確認：現地は、木材加工所として利用されており農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 23 から 25 を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 23 から 25 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

事務局 本日追加議案として、標準農作業料金の賃金部分について審議していただきたい。

理由は、最低賃金の改定により現在定めている設定金額が最低賃金を下回るため審議していただきたい。

議 長 委員の皆さん協議項目とする事でよいでしょうか。

(よし)

議 長 それではこれに対します意見を求めます。

木村委員 賃金の設定については重労働、軽作業、オペレーターといろいろある区分を設けるなら良いが一律いくらという設定は難しい。前回最低賃金で812円の時、820円に設定を行っているが、今回844円ということだけど最低賃金こだわらず、一般作業ということなら1000円というような設定としてもよいのでないか。

三吉委員 労働契約は最終的には双方の合意で成立します。

現在いっている最低賃金は18歳以上の軽作業の場合の金額であり、この外にも区分があり設定されている金額は違います。庄原市農業委員会としてはこれより下がったらいけませんよという意味で、前回812円に対して820円の設定をしたように思う。今回最低賃金が844円に改訂されたのなら前回の考えを踏襲すると850円の設定ではどうでしょうか。

議 長

そのほか意見はありませんか。

(なし)

議 長 ないようですので今の2つのうち賛成される意見に対して手を上げてみてくださいその状況を勘案しまして、近隣他市などの状況をみて役員会で決定することとしてよいでしょうか。

(「よし」という声)

議 長 それでは、まず、1000円に賛成という委員さんは手を上げてみてください。

(5名挙手)

議 長 次に、850円に賛成という委員さん手を上げてみてください。

(14名挙手)

議 長 それでは、このあと役員会で協議させていただきます。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

9月19日 東城地域農地パトロールに出席

10月3日 年金研修会

10月4日 新規就農者認定審査会に出席

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

※市政に対する意見書について協議しました。

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時29分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年10月5日

議 長
(道下和子) _____

16 番委員
(高坂勝博) _____

17 番委員
(金本篤子) _____